説明資料目次

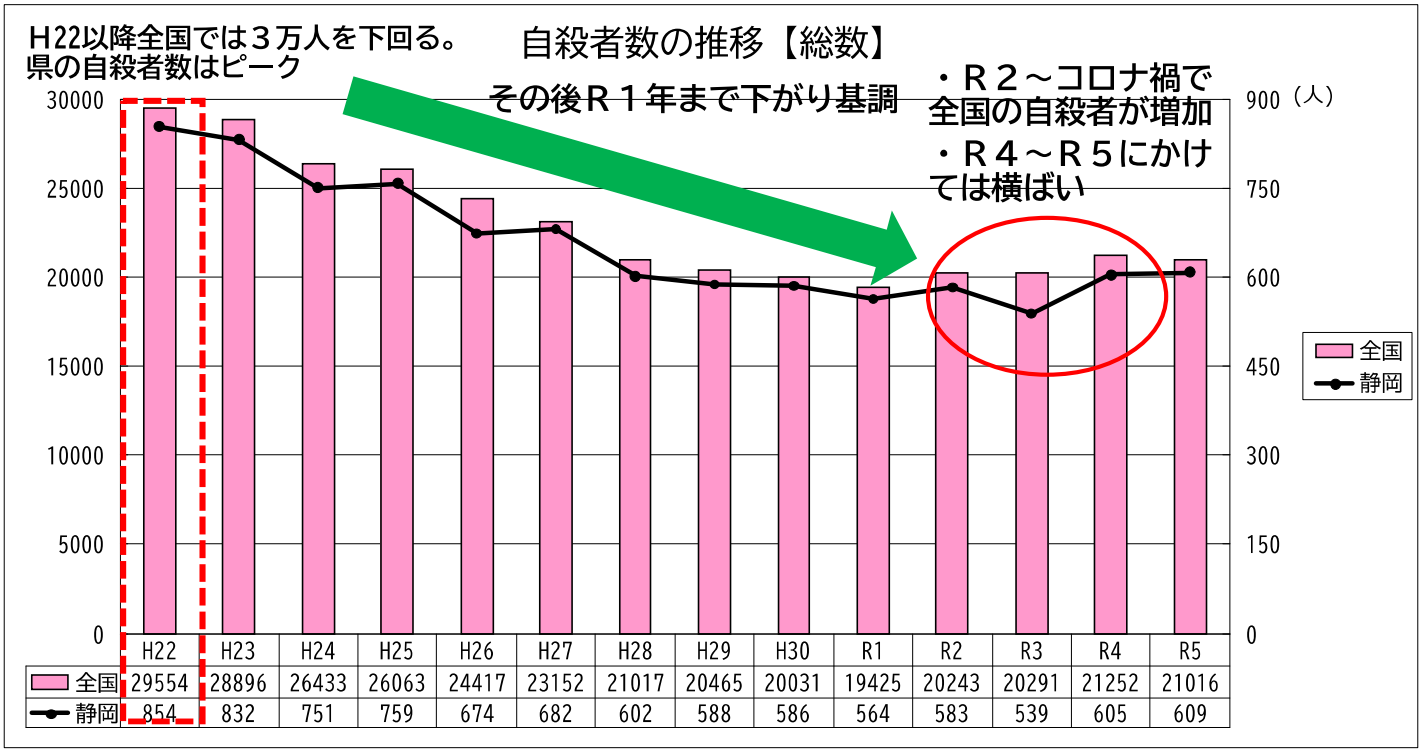
	スライド番号
・資料１…自殺者の状況	２～18
・資料２…第３次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画について	19～23
・資料３…現行計画の取組状況	24～29
・資料４…国の動向等	30～40
・資料５…令和６年度の取組	41～60

【資料１】

自殺者の状況

【人口動態統計(厚労省)】自殺者数の推移【総数】

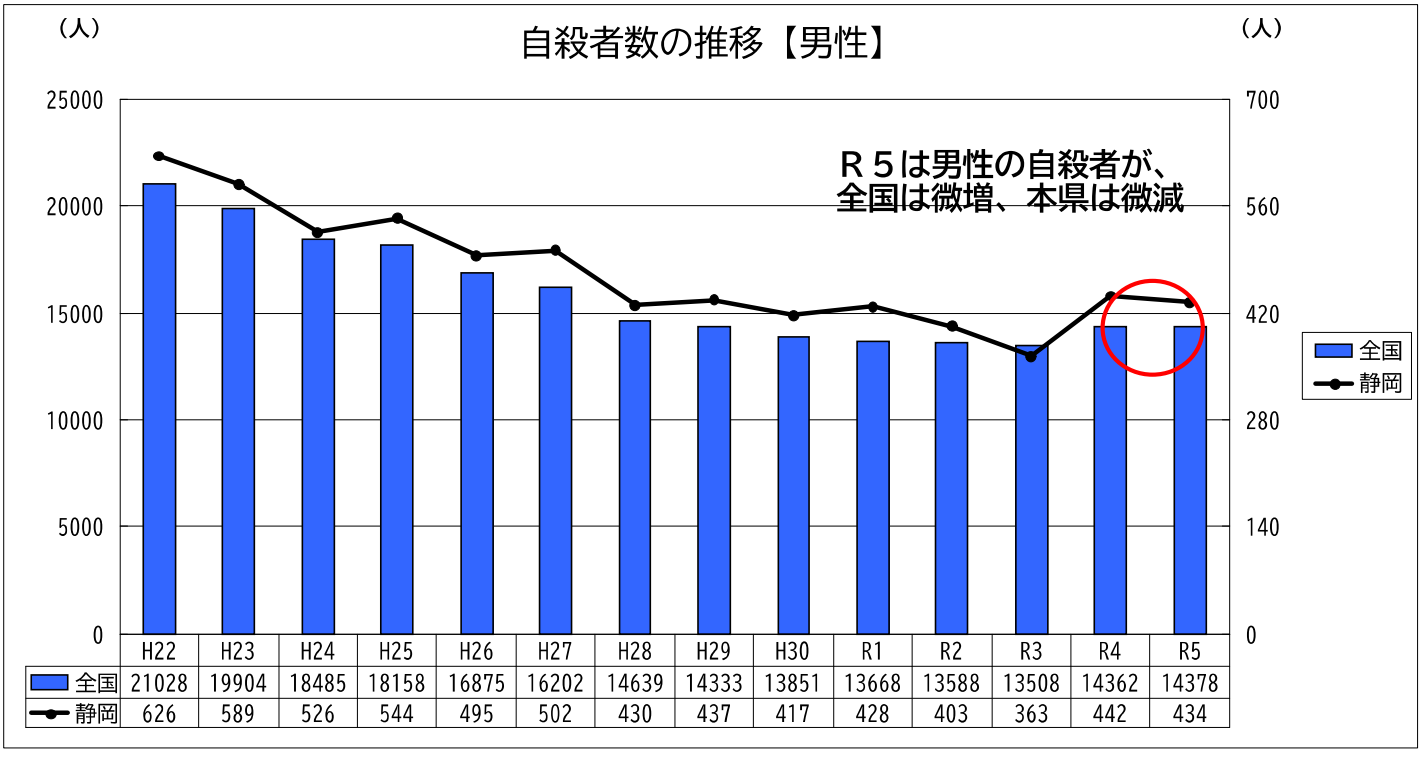
※人口動態統計(厚生労働省)＝居住地別の統計　　※警察庁の自殺統計＝発見地別の統計



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	29554	28896	26433	26063	24417	23152	21017	20465	20031	19425	20243	20291	21252	21016
静岡	854	832	751	759	674	682	602	588	586	564	583	539	605	609

資料：厚生労働省「人口動態統計」に基づき障害福祉課作成

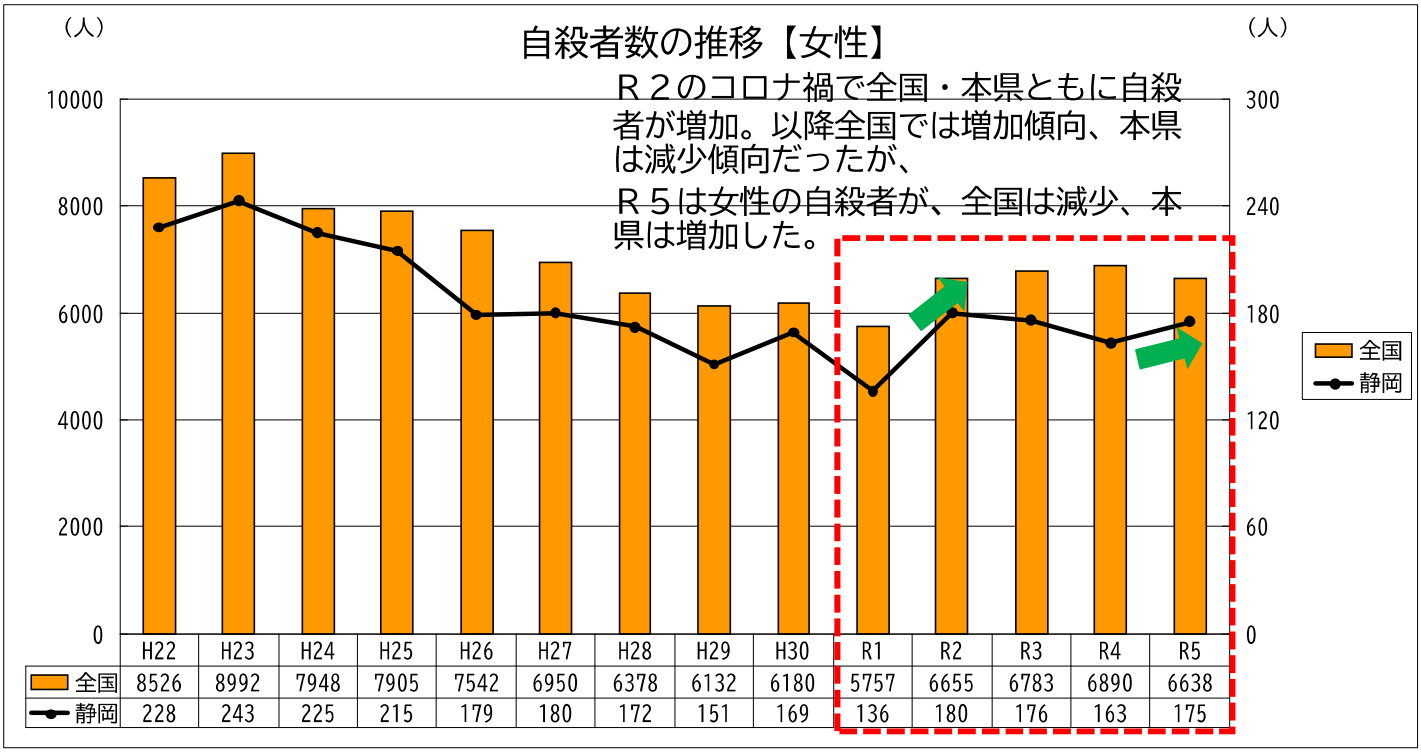
【人口動態統計(厚労省)】自殺者数の推移【男性】



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	21028	19904	18485	18158	16875	16202	14639	14333	13851	13668	13588	13508	14362	14378
静岡	626	589	526	544	495	502	430	437	417	428	403	363	442	434

資料：厚生労働省「人口動態統計」に基づき障害福祉課作成

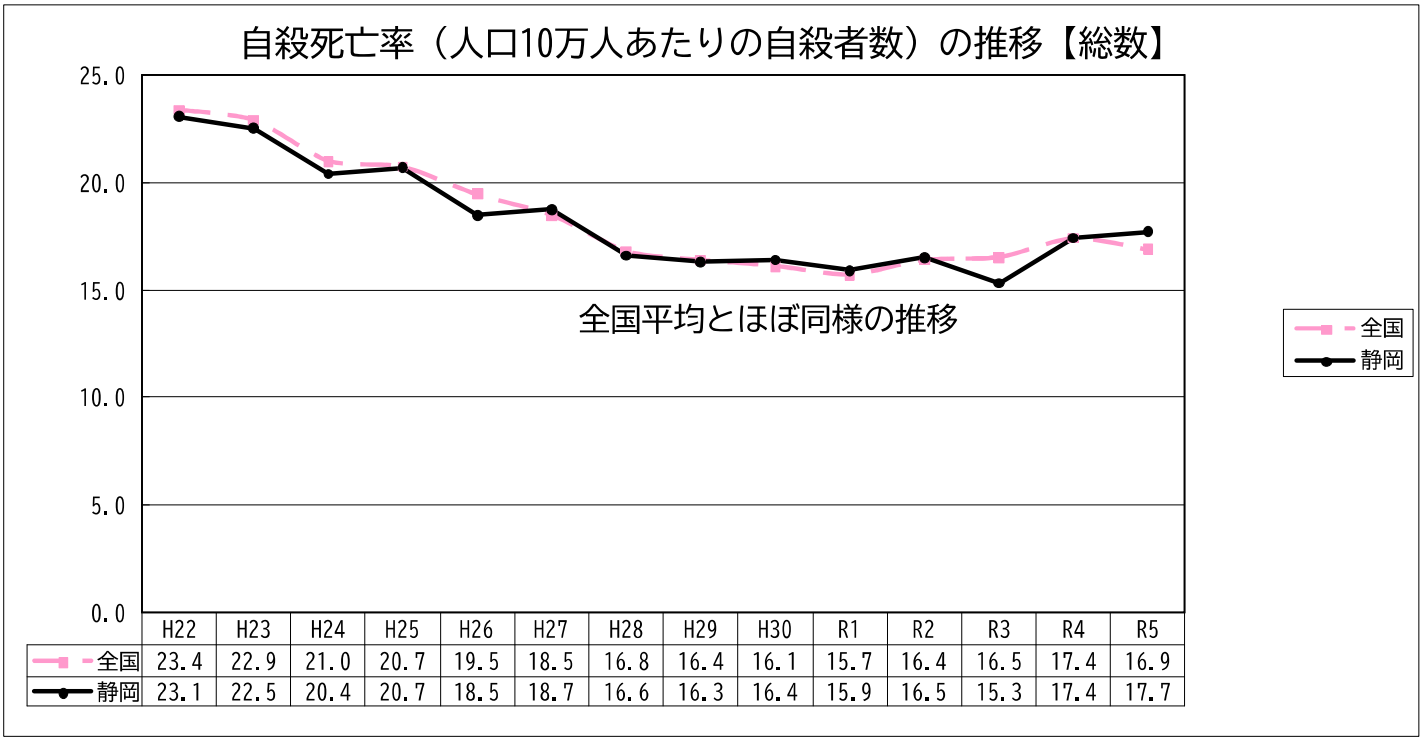
【人口動態統計(厚労省)】自殺者数の推移【女性】



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	8526	8992	7948	7905	7542	6950	6378	6132	6180	5757	6655	6783	6890	6638
静岡	228	243	225	215	179	180	172	151	169	136	180	176	163	175

資料:厚生労働省「人口動態統計」に基づき障害福祉課作成

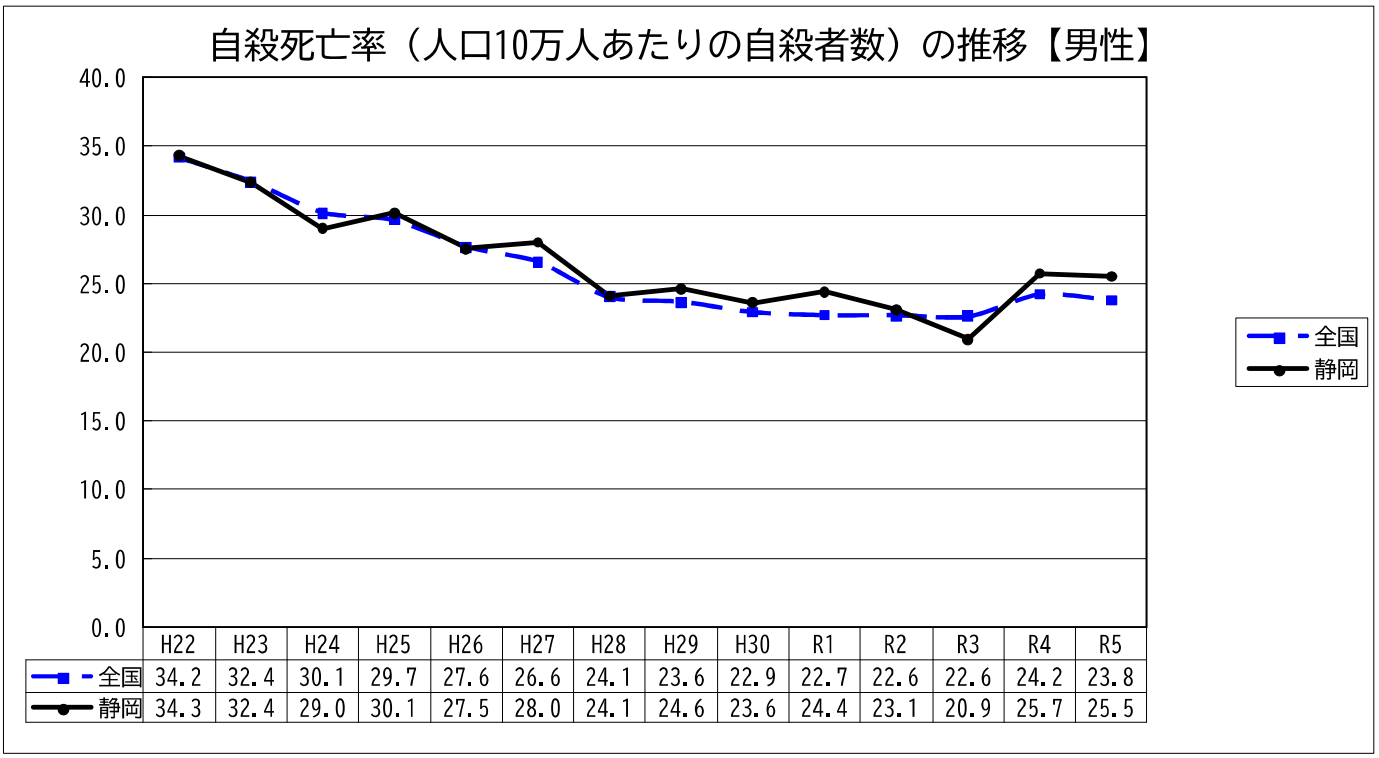
【人口動態統計(厚労省)】自殺死亡率の推移【総数】



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4	16.9
静岡	23.1	22.5	20.4	20.7	18.5	18.7	16.6	16.3	16.4	15.9	16.5	15.3	17.4	17.7

資料：厚生労働省「人口動態統計」に基づき障害福祉課作成

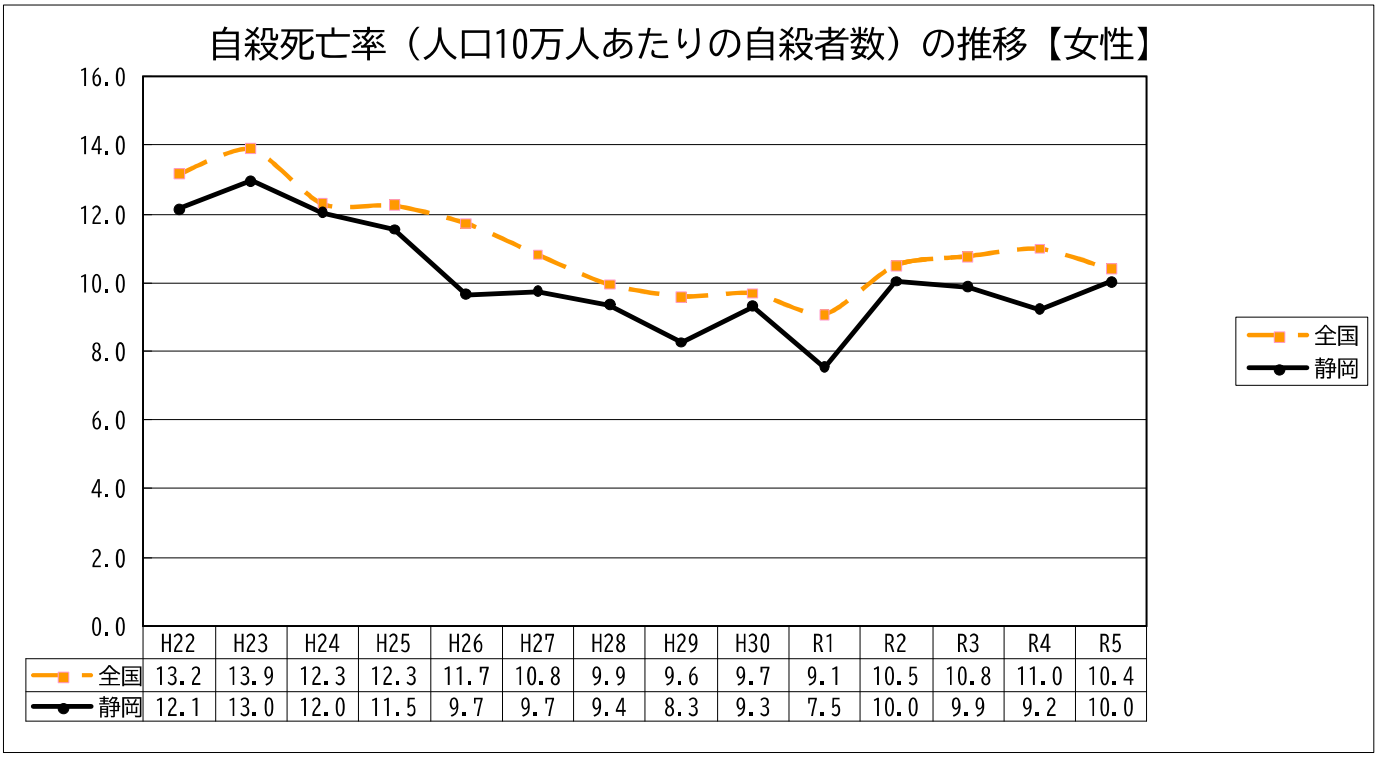
【人口動態統計(厚労省)】自殺死亡率の推移【男性】



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	34.2	32.4	30.1	29.7	27.6	26.6	24.1	23.6	22.9	22.7	22.6	22.6	24.2	23.8
静岡	34.3	32.4	29.0	30.1	27.5	28.0	24.1	24.6	23.6	24.4	23.1	20.9	25.7	25.5

資料：厚生労働省「人口動態統計」に基づき障害福祉課作成

【人口動態統計(厚労省)】自殺死亡率の推移【女性】

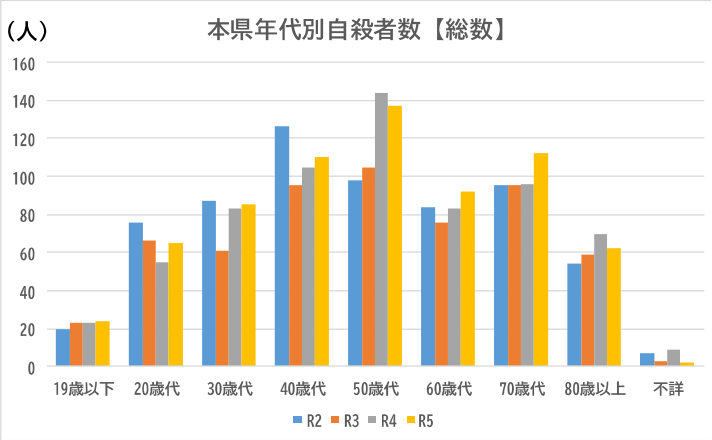


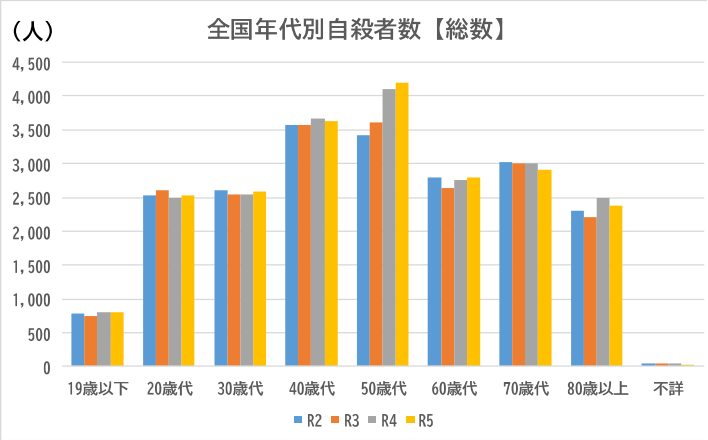
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国	13.2	13.9	12.3	12.3	11.7	10.8	9.9	9.6	9.7	9.1	10.5	10.8	11.0	10.4
静岡	12.1	13.0	12.0	11.5	9.7	9.7	9.4	8.3	9.3	7.5	10.0	9.9	9.2	10.0

資料：厚生労働省「人口動態統計」に基づき障害福祉課作成

【自殺統計(警察庁)】本県・全国年代別自殺者数①【総数】

令和２年から令和５年までの自殺者数の比較(都道府県別)
※警察庁の自殺統計＝発見地別の統計　　※人口動態統計(厚生労働省)＝居住地別の統計

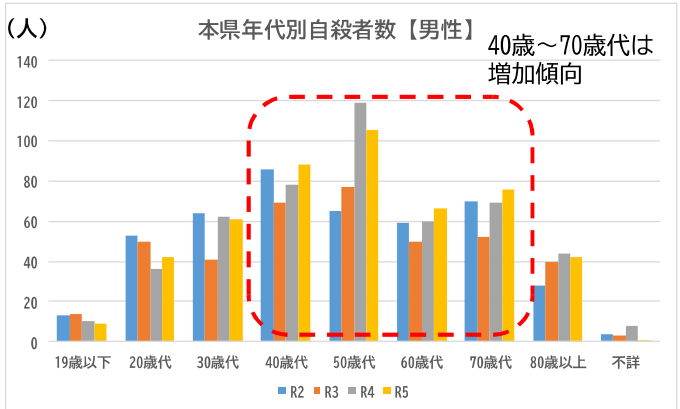


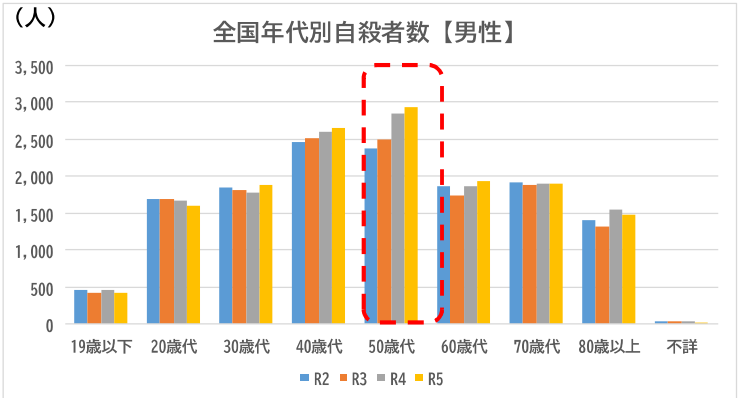


年	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不詳	合計
R2	20	76	87	126	98	84	95	54	7	647
R3	23	66	61	95	105	76	95	59	3	583
R4	23	55	83	105	144	83	96	70	9	668
R5	24	65	85	110	137	92	112	62	2	689

年	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不詳	合計
R2	777	2,521	2,610	3,568	3,425	2,795	3,026	2,305	54	21,081
R3	750	2,611	2,554	3,575	3,618	2,637	3,009	2,214	39	21,007
R4	798	2,483	2,545	3,665	4,093	2,765	2,994	2,490	48	21,881
R5	810	2,521	2,587	3,625	4,194	2,798	2,901	2,370	31	21,837

【自殺統計(警察庁)】本県・全国年代別自殺者数②【男性】



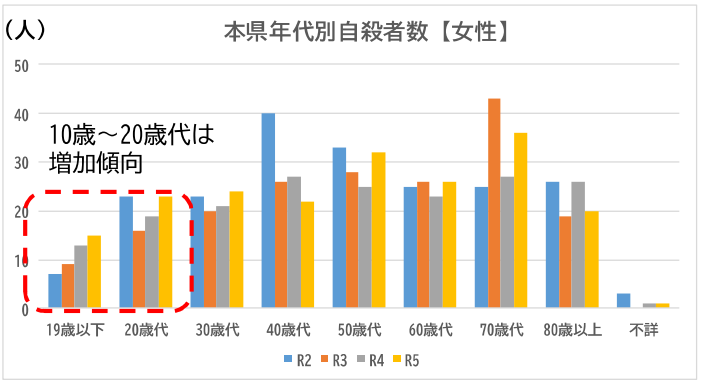


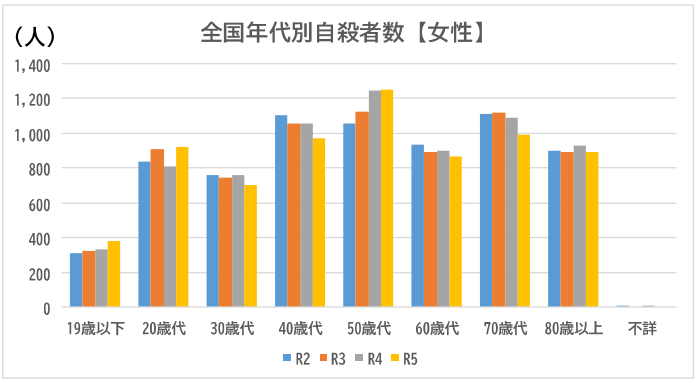
年	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不詳	合計
R2	13	53	64	86	65	59	70	28	4	442
R3	14	50	41	69	77	50	52	40	3	396
R4	10	36	62	78	119	60	69	44	8	486
R5	9	42	61	88	105	66	76	42	1	490

年	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不詳	合計
R2	466	1,684	1,846	2,466	2,371	1,859	1,912	1,405	46	14,055
R3	426	1,699	1,810	2,519	2,492	1,741	1,892	1,323	37	13,939
R4	464	1,672	1,784	2,611	2,848	1,862	1,906	1,558	41	14,746
R5	431	1,599	1,883	2,665	2,939	1,931	1,910	1,479	25	14,862

●本県の40歳～70歳代は増加傾向（全国でも50歳代の増加幅が大きい）

【自殺統計(警察庁)】本県・全国年代別自殺者数③【女性】



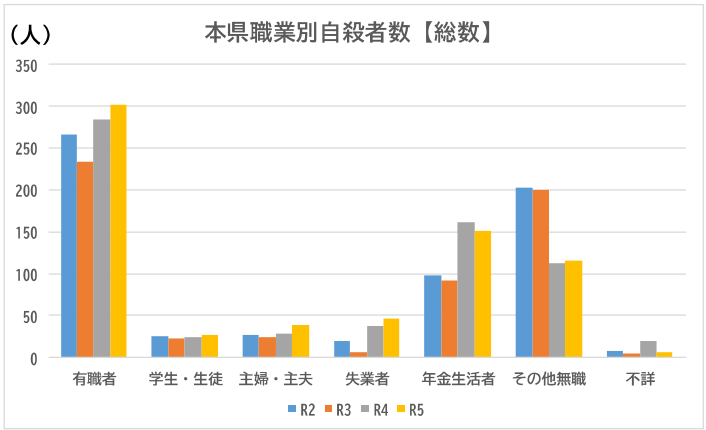


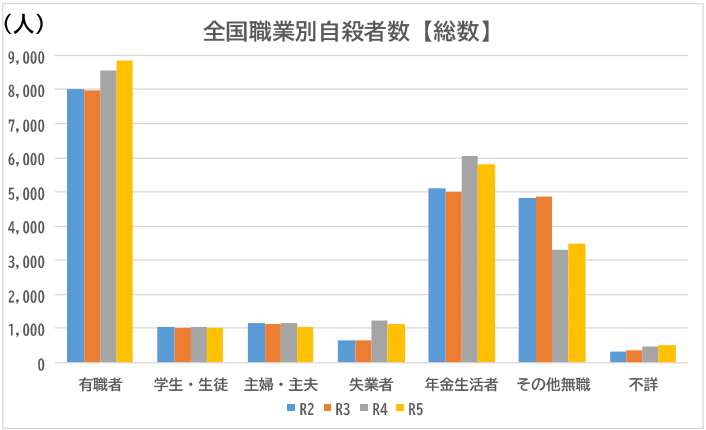
年	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不詳	合計
R2	7	23	23	40	33	25	25	26	3	205
R3	9	16	20	26	28	26	43	19	0	187
R4	13	19	21	27	25	23	27	26	1	182
R5	15	23	24	22	32	26	36	20	1	199

年	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不詳	合計
R2	311	837	764	1,102	1,054	936	1,114	900	8	7,026
R3	324	912	744	1,056	1,126	896	1,117	891	2	7,068
R4	334	811	761	1,054	1,245	903	1,088	932	7	7,135
R5	379	922	704	969	1,255	867	991	891	6	6,984

●令和５年における女性の自殺者数は、本県は増加、全国では減少。
●本県では、全国と比較しても特に10歳～20歳代で増加傾向にある。

【自殺統計(警察庁)】本県・全国職業別自殺者数①【総数】

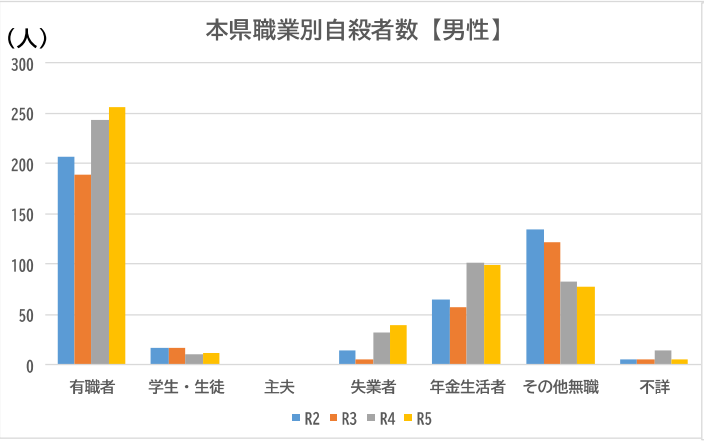


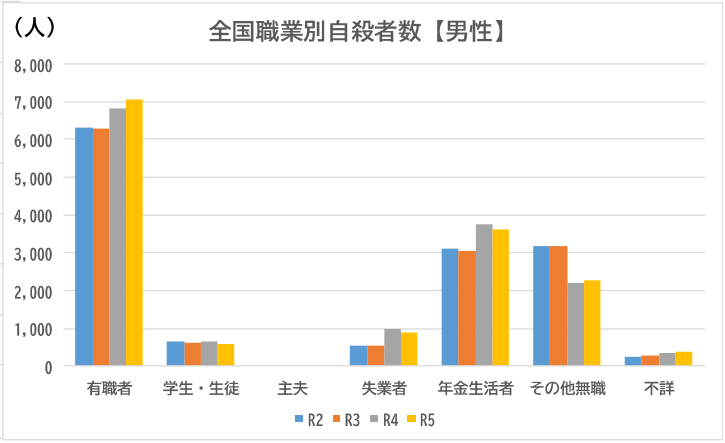


年	有職者	学生・生徒	主婦・主夫	失業者	年金生活者	その他無職	不詳	合計
R2	266	25	27	20	98	203	8	647
R3	233	23	24	7	92	199	5	583
R4	284	24	29	38	162	112	19	668
R5	302	27	39	47	151	116	7	689

年	有職者	学生・生徒	主婦・主夫	失業者	年金生活者	その他無職	不詳	合計
R2	8,008	1,039	1,168	636	5,101	4,813	316	21,081
R3	7,990	1,031	1,136	636	5,001	4,866	347	21,007
R4	8,576	1,063	1,166	1,220	6,074	3,315	467	21,881
R5	8,858	1,019	1,058	1,141	5,797	3,470	494	21,837

【自殺統計(警察庁)】本県・全国職業別自殺者数②【男性】



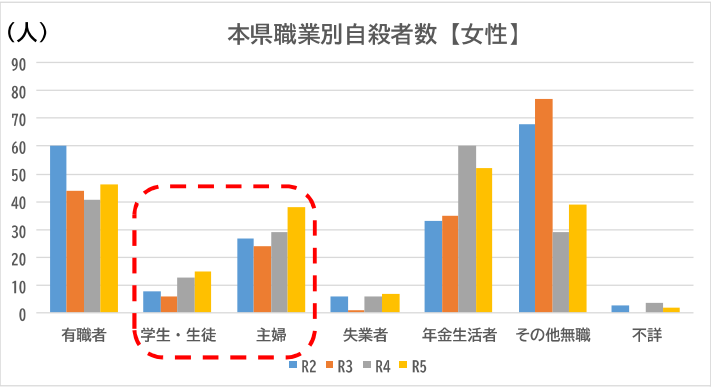


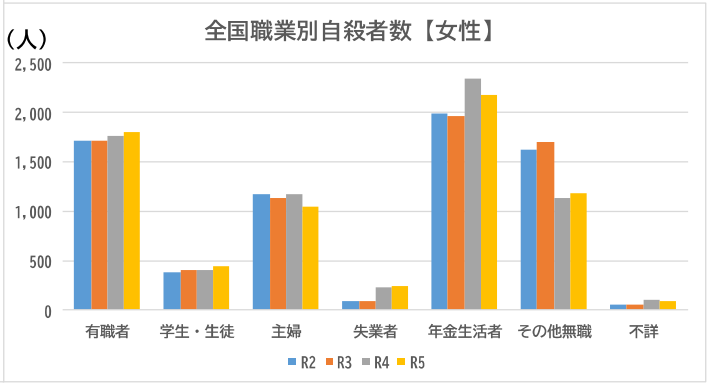
年	有職者	学生・生徒	主夫	失業者	年金生活者	その他無職	不詳	合計
R2	206	17	0	14	65	135	5	442
R3	189	17	0	6	57	122	5	396
R4	243	11	0	32	102	83	15	486
R5	256	12	1	40	99	77	5	490

年	有職者	学生・生徒	主夫	失業者	年金生活者	その他無職	不詳	合計
R2	6,302	652	0	542	3,110	3,190	259	14,055
R3	6,278	622	0	541	3,043	3,169	286	13,939
R4	6,811	663	0	988	3,740	2,187	357	14,746
R5	7,063	572	18	901	3,624	2,284	400	14,862

●本県は、全国と同様に【有職者（働き盛り世代）】の自殺者が増加。
●【その他無職】の自殺者は、全国と同様に減少傾向

【自殺統計(警察庁)】本県・全国職業別自殺者数③【女性】





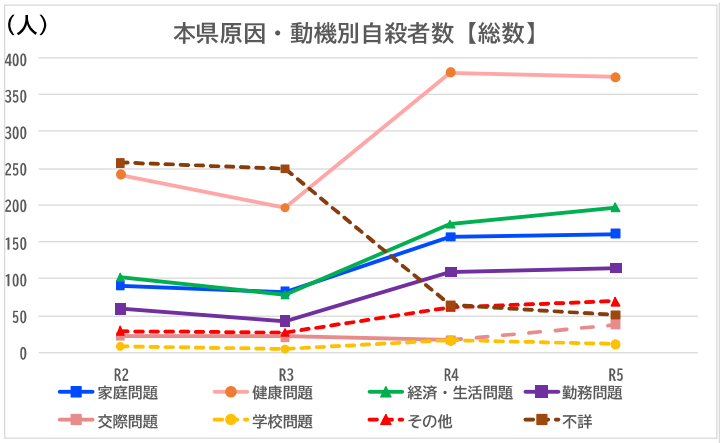
年	有職者	学生・生徒	主婦	失業者	年金生活者	その他無職	不詳	合計
R2	60	8	27	6	33	68	3	205
R3	44	6	24	1	35	77	0	187
R4	41	13	29	6	60	29	4	182
R5	46	15	38	7	52	39	2	199

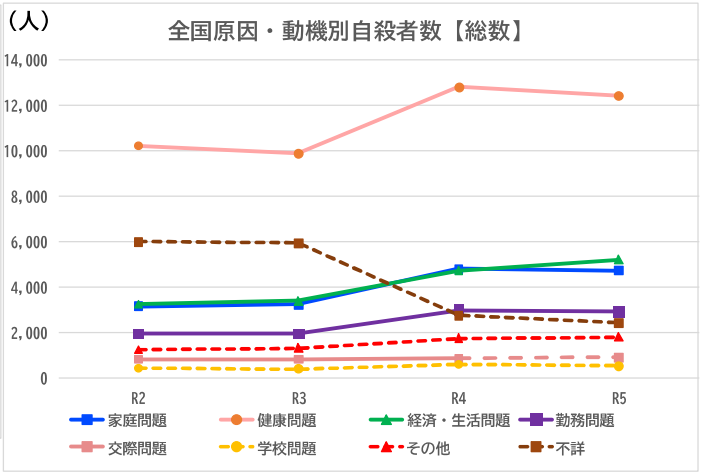
年	有職者	学生・生徒	主婦	失業者	年金生活者	その他無職	不詳	合計
R2	1,706	387	1,168	94	1,991	1,623	57	7,026
R3	1,712	409	1,136	95	1,958	1,697	61	7,068
R4	1,765	400	1,166	232	2,334	1,128	110	7,135
R5	1,795	447	1,040	240	2,173	1,186	94	6,975

●本県では、【学生・生徒】、【主婦】が近年増加傾向にある。

【自殺統計(警察庁)】本県・全国原因・動機別自殺者数①【総数】

不詳を除き県･全国ともに【健康問題】が最多



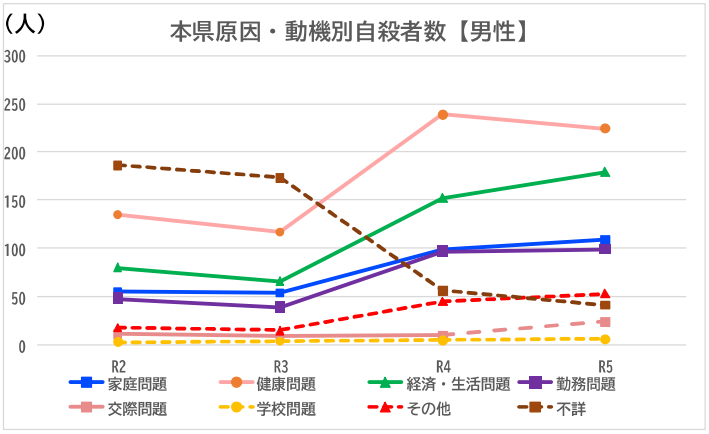


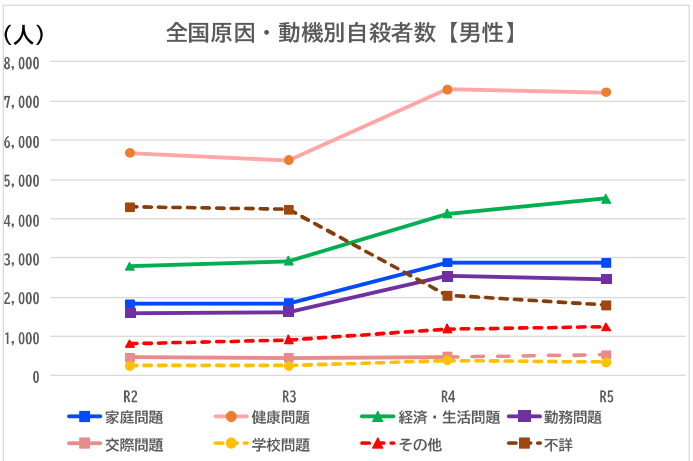
年	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳	合計
R2	91	241	102	59	22	8	29	257	809
R3	82	196	78	43	21	5	27	249	701
R4	157	380	174	109	17	16	61	64	978
R5	161	374	197	114	38	11	69	51	1015

年	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳	合計
R2	3,128	10,195	3,216	1,918	799	405	1,221	5,954	26836
R3	3,200	9,860	3,376	1,935	797	370	1,302	5,914	26754
R4	4,775	12,774	4,697	2,968	828	579	1,734	2,717	31072
R5	4,708	12,403	5,181	2,875	877	524	1,776	2,388	30732

※原因・動機は、１人につき複数計上しているため実自殺者数の合計と一致しない。
　また、Ｒ３までは１人につき３つまで、Ｒ４からは４つまで計上可能としているため単純な傾向の比較はできない。

【自殺統計(警察庁)】本県・全国原因・動機別自殺者数②【男性】



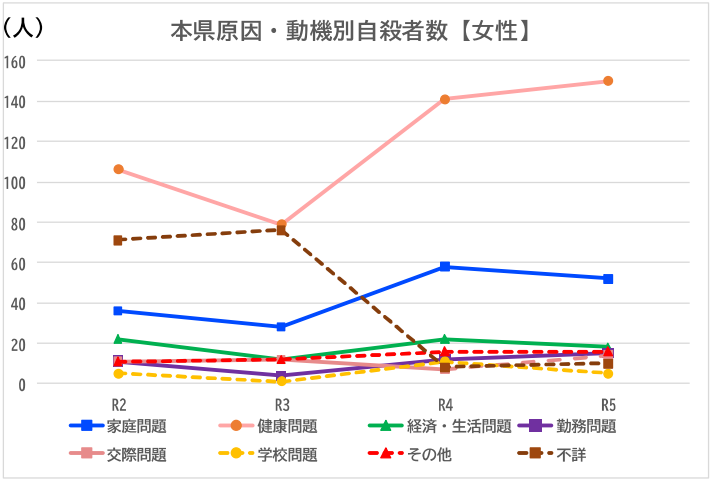


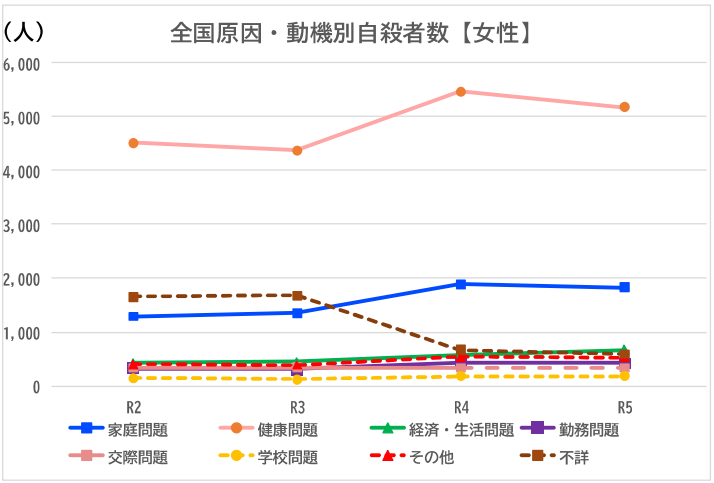
年	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳	合計
R2	55	135	80	48	11	3	18	186	536
R3	54	117	66	39	9	4	15	173	477
R4	99	239	152	97	10	5	45	56	703
R5	109	224	179	99	24	6	53	41	735

年	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳	合計
R2	1,836	5,676	2,791	1,591	462	253	816	4,299	17,724
R3	1,843	5,485	2,922	1,628	451	246	915	4,233	17,723
R4	2,885	7,301	4,127	2,538	485	392	1,192	2,043	20,963
R5	2,877	7,224	4,508	2,451	536	340	1,244	1,793	20,973

●【不詳】を除き、県・全国ともに【健康問題】が最も多く、次いで【経済・生活問題】となっている。
●県・全国ともに、【経済・生活問題】は増加傾向にある。

【自殺統計(警察庁)】本県・全国原因・動機別自殺者数③【女性】





年	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳	合計
R2	36	106	22	11	11	5	11	71	273
R3	28	79	12	4	12	1	12	76	224
R4	58	141	22	12	7	11	16	8	275
R5	52	150	18	15	14	5	16	10	280

年	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳	合計
R2	1,292	4,519	425	327	337	152	405	1,655	9,112
R3	1,357	4,375	454	307	346	124	387	1,681	9,031
R4	1,890	5,473	570	430	343	187	542	674	10,109
R5	1,831	5,179	673	424	341	184	532	595	9,759

●県・全国ともに【健康問題】が最も多く、次いで【家庭問題】となっている。

【自殺統計(警察庁)】近年の特徴（まとめ）

【年代別】
- 男性は、40歳～70歳の世代で増加傾向にある。特に50歳代では大きく増加。（全国も同様の傾向）
- 女性は、10歳～20歳の若い世代で増加傾向にある。特に本県ではその傾向が顕著にみられる。

【職業別】
- 男性では、本県は全国と同様に働き盛り世代である「有職者」の自殺者が増加。「その他無職」は全国と同様に減少。
- 女性では、本県は、「学生・生徒」、「主婦」が近年増加傾向にある。

【原因・動機別】
- 「不詳」を除く動機別では、男性・女性ともに「健康問題」が最も多く、男性では次いで「経済・生活問題」、女性では「家庭問題」が多くなっている。
- 男性では、本県は全国と同様に「経済・生活問題」がコロナ禍以降増加傾向にある。

【資料２】

第３次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画について

第３次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画の構成

1　自殺リスクを低減させるための環境整備		
	(1)	県民一人ひとりの気づきと見守りを促す
	(2)	社会全体の自殺リスクを低下させる **↑重点④:孤独・孤立対策施策との連携**
	(3)	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
2　対象者（属性）ごとの対策推進		
	(1)	子ども・若者の自殺対策を更に推進する **↑重点①:子ども・若年層・女性支援対策**
	(2)	「働き盛り世代」の自殺対策を更に推進する **↑重点②:勤務労働問題への対策**
	(3)	女性の自殺対策を更に推進する **↑重点①:子ども・若年層・女性支援対策**
	(4)	高齢者の自殺対策を更に推進する
	(5)	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
	(6)	遺された人への支援を充実する
3　様々な困難を抱える方を支える体制整備		
	(1)	自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る **↑重点③:悩みに対応した相談体制の確保**
	(2)	適切な精神保健医療福祉ｻｰﾋﾞｽを受けられるようにする
	(3)	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4　各地域レベルでの取組支援		
	(1)	地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
	(2)	市町・民間団体との連携を強化する

前期計画との変更点

●前期までは国大綱の重点施策順に列挙
→取組の性質ごと４つの大項目を設け、再分類

●対象者（属性）ごとの対策推進において、女性・高齢者の自殺対策の推進を新たに柱立て（コロナ禍等による自殺リスクの深刻化）

地域レベルの実践的な取組への支援

●県地域自殺対策推進センター設置による市町支援

・自殺に関する統計や自殺対策に関する動向、先駆的取組及び人材育成研修会などの情報提供、自殺対策基本法第13条第２項により義務付けられた市町の自殺対策計画の策定・進捗管理に対する支援

・国の自殺対策推進センター等から発せられる自殺に関連した情報の収集・分析及び結果の市町等への提供

●地域における連携体制の整備

・県内７圏域の保健所（賀茂、熱海、東部、御殿場、富士、中部、西部）が主催する、自殺対策ネットワーク会議の開催

→各市町やその他公的機関等が参加し、圏域ごとの困りごとや好事例を共有

市町自殺対策計画　策定状況

所管健福	No	市町名	計画名	計画期間始期	計画終期
賀茂	1	下田市	第２次下田市いのち支える自殺対策行動計画（単）	2024	2028
	2	東伊豆町	東伊豆町生きる支援推進計画（単）	2024	2028
	3	河津町	自殺対策推進計画	2022	2026
	4	南伊豆町	南伊豆町自殺対策計画	2019	2026
	5	松崎町	松崎町自殺対策計画（単）	2024	2028
	6	西伊豆町	西伊豆町自殺対策計画（単）	2025（予定）	2029（予定）
熱海	7	熱海市	第２次いのち支える熱海市自殺総合対策計画（単）	2023	2027
	8	伊東市	第２次いのち支える自殺対策計画	2024	2028
東部	9	沼津市	第２次いのち支える沼津市自殺対策行動計画（単）	2024	2028
	10	三島市	いのち支える三島市自殺対策計画	2022	2031（2026中間見直し）
	11	裾野市	第２次いのち支える裾野市自殺総合対策計画（単）	2021	2031（2025中間見直し）
	12	伊豆市	第２次伊豆市いのち支える自殺対策行動計画	2024	2028
	13	伊豆の国市	第２期伊豆の国市自殺対策行動計画（単）	2024	2028
	14	函南町	第２期函南町自殺対策計画（単）	2024	2028
	15	清水町	第２次清水町自殺対策推進計画（単）	2024	2028
	16	長泉町	第２次長泉町自殺対策計画（単）	2022	2026
御殿場	17	御殿場市	第１次御殿場市自殺防止計画	2019	2028
	18	小山町	小山町自殺対策計画	2024	2036（2030中間見直し）

所管健福	No	市町名	計画名	計画期間始期	計画終期
富士	19	富士宮市	第２次いのち支える富士宮市自殺対策計画（単）	2024	2028
	20	富士市	第二次富士市自殺対策計画（単）	2024	2028
中部	21	島田市	第２次島田市自殺対策計画（単）	2024	2029
	22	焼津市	第２期生きるを支えるやいづきずなプラン（単）	2024	2028
	23	藤枝市	第２次藤枝市自殺対策計画（単）	2024	2028
	24	牧之原市	いのち支える牧之原市自殺対策計画（単）	2019	2024
	25	吉田町	第２次吉田町自殺対策計画（単）	2024	2028
	26	川根本町	川根本町自殺対策計画（単）	2024	2028
西部	27	磐田市	第１次自殺対策計画	2018	2024
	28	掛川市	第３次掛川市自殺予防対策推進計画（単）	2024	2025
	29	袋井市	第２次袋井市自殺対策計画	2024	2036（2029中間見直し）
	30	御前崎市	御前崎市自殺対策計画（単）	2024	2026
	31	菊川市	菊川市第２次自殺対策行動計画	2024	2036（2029中間見直し）
	32	森町	森町自殺対策計画	2024	2028
	33	湖西市	湖西市自殺対策計画（単）	2024	2028

・政令指定都市を除く33市町中、23市町が令和５年度中に次期計画を策定。
・（単）の記載がある市町は単独計画。

市町が実施する自殺対策（抜粋）

事業名	内容
こころの体温計事業	メンタルヘルスのセルフチェックができるシステムの利用により、住民の心の問題に対する意識を高める。
ゲートキーパー養成研修	一般市民や民生委員、地区組織、ボランティア、市職員等様々な方向けに「ゲートキーパー養成研修」を実施。
自殺予防に関する普及啓発等	自殺予防週間及び自殺対策強化月間中に開催される各種講座や窓口、出張キャンペーン等での啓発活動。
SOSの出し方教育事業	学校、教育委員会、市による連携の下、市内の小中学生に対し、保健体育の授業の一環として講演を開催。
自殺予防講演会	自殺予防やこころの健康について理解を深めるための講演会を開催。
災害時こころのケア専門研修	災害時のこころの健康支援に関するオンライン研修 ＜PFA研修＞

このほか、各市町ごとにこころの悩みに対応した相談窓口を設置。

【資料３】

現行計画の取組状況

第５章１―(1)県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

取組指標	現　　状 （2021年度実績）	2023年度実績	2024年度実施状況 （７月末時点）	目　標 （2027年度まで）	関係課
自殺予防啓発キャンペーンの実施	０回（中止）	14回	14回を予定 （９月と３月に実施）	14回／年	障害福祉課

第5章1-(2) 社会全体の自殺リスクを低下させる

取組指標	現　　状 （2021年度実績）	2023年度実績	2024年度実施状況 （７月末時点）	目　標 （2027年度まで）	関係課
包括的相談支援体制の整備を行った市町数	19市町	23市町	調査中	全市町	福祉長寿政策課
こころの電話相談件数	3,114件	2,978件	1,021件	継続実施	精神保健福祉センター
若者こころの悩み相談窓口相談件数	3,015件	2,928件	1,047件	継続実施	障害福祉課
多重債務相談件数	122件	135件	37件	継続実施	県民生活課
就職相談センター等利用者数	16,647人	13,202人	4,972人	継続実施	労働雇用政策課
ひきこもり等相談件数	1,848件	2,078件	666件	継続実施	精神保健福祉センター
児童虐待防止のための普及啓発活動への参加者数	99回線 （オンライン）	415人	事業実施前	毎年度400人	こども家庭課
新たに相談があった生活困窮者に対する支援プラン作成率	16.4%	調査中 ※20.4% （2022年度実績）	事業実施中	15.0%	地域福祉課
産婦健康診査受診率	89.6%	89.9%	-	100%	こども家庭課
出前人権講座の開催件数 （性的マイノリティに関する内容を含む）	57回	78回	38回	100回／年	地域福祉課 （人権同和）

第５章２―(1)　子ども・若者の自殺対策を更に推進する

取組指標	現　　状 （2021年度実績）	2023年度実績	2024年度実施状況 （７月末時点）	目　標 （2027年度まで）	関係課
スクールカウンセラーの配置人数	小中学校139人 （全校支援体制）	小中学校144人 （全校支援体制）	小中学校147人 （全校支援体制）	小中学校169人 （全校支援体制）	義務教育課
	県立高校の拠点校25校に配置	拠点校34校に配置	拠点校34校に配置	高校40人	高校教育課
	県立特別支援学校 全教場に13人を拠点校配置	県立特別支援学校全教場に12人を拠点校配置	県立特別支援学校全教場に13人を拠点校配置	県立特別支援学校全教場に14人を拠点校配置	特別支援教育課
スクールソーシャルワーカーの配置人数	小中学校46人 （全市町）	小中学校54人	小中学校51人	小中学校60人 （全市町）	義務教育課
	県立高校の拠点校６校に配置	拠点校11校に配置	拠点校11校に配置	高校16人	高校教育課
教職員等研修会等の開催回数	スクールソーシャルワーカー対象１回	１回/年	１回/年	各市町生徒指導担当指導主事 対象１回／年	義務教育課
若年層向けこころのセルフケア講座受講者数	698人（累計）	155人	10月実施予定	1,000人 （計画期間累計）	障害福祉課
若年層自殺対策研修会の開催件数	１回	１回/年	０回/年	１回／年	精神保健福祉センター
生活困窮世帯等の 学習支援事業参加者数	871人	1,218人	事業実施中	毎年度900人	地域福祉課
ヤングケアラーに配慮した支援を実施している市町数	ー	31市町	35市町	全市町（35市町）	こども家庭課

第５章２―(2)働き盛り世代の自殺対策を更に推進する

取組指標	現　　状（2021年度実績）	2023年度実績	2024年度実施状況（７月末時点）	目　標（2027年度まで）	関係課
経済団体と連携したゲートキーパー養成研修会の開催	４回	２回	２回実施予定	年２回（オンデマンド配信等活用）	障害福祉課

第５章２-(3)　女性の自殺対策を更に推進する

取組指標	現　　状（2021年度実績）	2023年度実績	2024年度実施状況（７月末時点）	目　標（2027年度まで）	関係課
ふじのくに女性活躍応援会議の登録事業所数	236事業所	257事業所	260事業所	330事業所	男女共同参画課
アドバイザー派遣による職場環境づくりの支援企業数	82社	82社	9月以降順次対応	60社/年	労働雇用政策課

第５章２-(4)　高齢者の自殺対策を更に推進する

取組指標	現　　状（2021年度実績）	2023年度実績	2024年度実施状況（７月末時点）	目　標（2027年度まで）	関係課
通いの場の設置数	4,665箇所	R6年度末に厚労省が公表予定 ※4,680箇所 （2022年度実績）	R7年度末に厚労省が公表予定	6,100箇所 （2025年度目標）	健康増進課

第５章２-(5)　自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

取組指標	現　　状（2021年度実績）	2023年度実績	2024年度実施状況（７月末時点）	目　標（2027年度まで）	関係課
自殺未遂者等支援の対応力を高める県下全域・圏域拠点医療機関数	17箇所	調査中 ※16箇所 （2022年度実績）	調査中	27箇所	障害福祉課
自殺未遂者ケア対策研修会の開催件数	１回	１回	０回	１回/年	精神保健福祉センター

第５章２-(6)遺された人への支援を充実する

取組指標	現　　状（2021年度実績）	2023年度実績	2024年度実施状況（７月末時点）	目　標（2027年度まで）	関係課
自死遺族相談会開催回数	７回	３回	２回	２回/月	精神保健福祉センター
自死遺族のつどい（わかちあいの会）開催回数	10回	８回	２回	１回/月	精神保健福祉センター
自死遺族支援者研修会開催回数	１回	１回	０回	１回/年	精神保健福祉センター
こころの緊急支援活動研修の開催回数	１回	１回	０回	２回	精神保健福祉センター

第５章3-(1)自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

取組指標	現　　状（2021年度実績）	2023年度実績	2024年度実施状況（７月末時点）	目　標（2027年度まで）	関係課
ゲートキーパー講師養成研修会の開催回数	１回	１回	１回	１回/年	精神保健福祉センター
ゲートキーパー講師フォローアップ研修会の開催回数	１回	０回	０回	１回/年	精神保健福祉センター
ゲートキーパー養成数	60,437（累計）	70,638人	―	86,000人 （累計）	障害福祉課

第５章3-(2)適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

取組指標	現　　状（2021年度実績）	2023年度実績	2024年度実施状況（７月末時点）	目　標（2027年度まで）	関係課
静岡県自殺対策連絡協議会の開催回数	３回 （うち２回書面）	年１回	０回 ※本協議会	１回／年	障害福祉課
薬物乱用防止に関する講習会未開催校	０校	０校	―	０校	薬事課
依存症者回復プログラム開催回数	30回	34回	12回	36回／年	精神保健福祉センター

第５章３-(3)心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

取組指標	現　　状（2021年度実績）	2023年度実績	2024年度実施状況（７月末時点）	目　標（2027年度まで）	関係課
災害派遣精神医療チーム(DPAT)指定機関数	17箇所	17箇所	17箇所	38箇所	障害福祉課
災害時メンタルヘルスケア研修会の開催回数	１回	1回	0回	1回／年	精神保健福祉センター
サイコロジカル・ファーストエイド研修の開催回数	１回	1回	0回	1回／年	精神保健福祉センター

第５章４-(1)地域レベルでの実践的な取組への支援

取組指標	現　　状（2021年度実績）	2023年度実績	2024年度実施状況（７月末時点）	目　標（2027年度まで）	関係課
市町への自殺統計に関する情報提供	毎月（自殺統計）２回（人口動態統計等）	毎月（自殺統計）２回（人口動態統計等）	毎月（自殺統計）年２回（人口動態統計等）	２回／月	精神保健福祉センター

第５章４-(2)市町・民間団体との連携を強化する

取組指標	現　　状（2021年度実績）	2023年度実績	2024年度実施状況（７月末時点）	目　標（2027年度まで）	関係課
自殺対策ネットワーク設置市町数	27市町	30市町	30市町	政令市を除く全市町	障害福祉課
いのちの電話２４時間体制実施日数	毎月１回	毎月１回	毎月１回	１回／月	障害福祉課

【資料４】

国の動向等

国の新たな自殺総合対策大綱（R4.10.14閣議決定）

「自殺総合対策大綱」のポイント

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

○　自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）

○　自殺者数は依然として毎年２万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は２年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後５年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1　子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ➤ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ➤ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ➤ 命の大切さ・尊さ、ＳＯＳの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ➤ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ➤ 令和５年４月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2　女性に対する支援の強化

- ➤ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3　地域自殺対策の取組強化

- ➤ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ➤ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4　総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ➤ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ➤ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■孤独・孤立対策等との連携　■自殺者や親族等の名誉等　■ゲートキーパー普及※　■SNS相談体制充実　■精神科医療との連携
■自殺未遂者支援■勤務問題　■遺族支援　■性的マイノリティ支援　■誹謗中傷対策　■自殺報道対策　■調査研究　■国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。　1

31

「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

第１ 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第２ 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
  - ・自殺への影響について情報収集・分析
  - ・ＩＣＴ活用を推進
  - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第３ 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
   - ・ 自殺対策は、ＳＤＧｓの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
   - ・ こども家庭庁(令和５年４月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
   - ・ 地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する(新)**
   - ・ 自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

第４ 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、P.3・4

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

第5 自殺対策の数値目標

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和８年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。　※旧大綱の数値目標を継続
(平成27年：18.5 ⇒ 令和８年：13.0以下)　※令和２年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
   - ・ 指定調査研究等法人（いのち支える自殺対策推進センター）が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
   - ・ 地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
   - ・ 社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね５年を目途に見直しを行う

2

32

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

令和５年６月２日
こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

○　近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和４年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
○　関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
○　このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した１人１台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
○　今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表　等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年１回受けられるよう周知するとともに、こどものＳＯＳをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知　等

自殺リスクの早期発見

- １人１台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進　等

電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備

- 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化　等

自殺予防のための対応

- 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実　等

遺されたこどもへの支援

- 地域における遺児等の支援活動の運営の支援　等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成　等

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

リスクの早期発見

１人１台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、**全国の学校での実施を目指す**とともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する

的確な対応

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の**全国への設置を目指す**

要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する**自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行う**ための調査研究を立ち上げ、ＥＢＰＭの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む

こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

リスクの早期発見【文部科学省】

児童生徒の自殺対策の推進について

令和６年度要求・要望額　103億円の内数
（82.5億円の内数）

現状・課題

- 児童生徒の自殺者数は近年増加傾向にあり、令和４年には514名と過去最多を更新しており、児童生徒の自殺対策の強化は、喫緊の課題。
- 令和５年６月に政府において取りまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、１人１台端末等を活用した「心の健康観察」による自殺リスク等の早期把握やSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の充実、SC・SSWの配置充実・SNS相談体制の整備等教育相談体制の充実を図る。

<児童生徒の自殺者数の推移>



出典：厚生労働省「自殺の統計：各年の状況」

これまでの主な取組







（児童生徒向け自殺予防啓発動画）

- H21年　「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」作成
- H22年　「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」作成
- H26年　「子供に伝えたい自殺予防ー学校における自殺予防教育導入の手引きー」作成
  「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」改訂
- H30年　自殺総合対策大綱の改定等を踏まえて「SOSの出し方に関する教育」等の推進に係る通知を発出
- R03年　児童生徒向け自殺予防の啓発動画作成公表／「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」審議まとめを公表

※例年、長期休業前後には、大臣メッセージ発出・自殺予防に係る広報・普及啓発活動等を実施

今後の取組の方向性

自殺予防に資する教育や普及啓発

- **自殺予防教育のモデル構築・啓発資料の作成**　【R6要求：13億円の内数(新規)】
  ・自殺予防教育の発達段階に応じた指導資料、コンテンツ等を検討・作成し、全国へ周知
- **「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」の開催**（教育委員会担当者、学校の管理職等への研修会、全国10ブロックで開催）

自殺リスクの早期発見早期対応

- **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**　【R6要求：90億円（82億円）】
  ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充、より課題を抱える学校の配置時間を拡充（自殺予防教育実施の支援を含む）
- **１人１台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進**　【R6要求：6.4億円(新規)】
  ・１人１台端末を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、SOSや自殺リスク等の早期把握につなげる「心の健康観察」の導入推進
- **SNS等を活用した教育相談体制の整備推進**　【R6要求：63億円の内数(59億円の内数)】

事後対応

- **「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」等に基づく対応の徹底**　※非予算
- **詳細調査報告書等の収集、こどもの自殺の要因について政府全体での多角的な分析への活用**　※非予算

いじめ・不登校・自殺リスク等の早期把握に向けた
１人１台端末等を活用した「心の健康観察」の推進(Listen)

令和６年度要求・要望額　6.4億円（新規）　文部科学省

Learn and Increase Self-awareness To Ease the Nerves with GIGA device

背景・課題

- いじめや不登校、児童生徒の自殺が増加する中、**児童生徒の心や体調の変化を把握**し、児童生徒が発する**SOSを早期に発見して対処していくことが重要。**
- これまでは、教職員によるスクリーニング、児童生徒からの訴えなどを通じて児童生徒のSOSを把握していたが、**既にいじめや不登校、自傷、自殺といった具体的な問題として表面化してしまっているケース**も多い。
- 児童生徒の心身の状況を把握し、**メンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級の変容などを教職員が察知**でき、また、**児童生徒がSOSを発信しやすい仕組み**を構築することで、早期発見早期対応を可能とし、**問題が表面化する前から積極的に支援につなげていくことで未然防止を図る必要。**



目指すべき姿

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」や「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえ、**全ての学校**において、**１人１台端末等を活用した「心の健康観察」を実施**し、**児童生徒のメンタルヘルスの悪化やSOSを早期に把握し、**SCやSSW、養護教諭等とも把握した情報を共有しつつ、**チームで支援を実施する体制構築を目指す。**
- **アプリ等を用いてエビデンスに基づく具体的なリスク予測が可能**となり、**児童生徒の言動や教職員の目では分からない小さなSOSを把握**し、早期支援につなげる。

<不登校対策に係る取組状況調査：R5.2実施>
- アプリ等を用いた児童生徒の心や体調の変化の把握を行っている自治体
  ⇒都道府県：29　市町村：411
- 今後アプリ等の活用を検討している自治体
  ⇒都道府県：10　市町村：580
- アプリ等を用いておらず検討もしていない自治体
  ⇒都道府県：　8　市町村：771



事業概要

①１人１台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進【委託】　632百万円

- 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、メンタルヘルスの悪化や児童生徒が発するSOSの早期発見・早期支援につなげる「心の健康観察」の導入を推進。

②「心の健康観察」の活用による問題行動等の未然防止に向けた予防的指標の開発等調査研究【委託】　4百万円

- ICTの活用により把握した心身の健康状態と問題行動等を調査・分析し、科学的根拠に基づく不登校や自殺等の予防的指標の開発や関係機関等とのデータ連携に係るモデル構築を推進。

委託先	①　都道府県・指定都市等 ②　地方公共団体又は民間事業者	実施主体	学校設置者（市区町村及び私立は、都道府県経由）
委託対象経費	①　パイロット校のアプリ導入費用、パイロット校導入に係る検討費用、教職員への研修や域内の全学校への普及に係る費用 ②　調査研究に係る検討費用やデータ分析費用		

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

的確な対応【厚生労働省】

こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和６年度当初予算案　37億円の内数（35億円の内数）※（）内は前年度当初予算額
※　令和５年度補正予算において別途予算措置：20.7億円の内数

（37億円の内訳）
地域自殺対策強化交付金　31億円
調査研究等業務交付金　6億円

1 事業の目的

○令和4年（2022年）の小中高生の自殺者数は、過去最多の514人となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。
○こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日決定）や、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。
○こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、引き続き、取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

こども・若者の自殺危機対応チーム（事務局：地域自殺対策推進センター等）
○支援対象者：次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、
④家族を自殺で亡くしている　等
○構成：精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人　等　※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
○内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
②支援の実施　：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
③支援の終了　：地域の関係機関への引継



○都道府県・指定都市への取組支援：
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、長野県等の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。

3 実施主体等

実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
補助率　：10/10

「子どもの自殺危機対応チーム」事業【長野県】

ハイリスクアプローチの強化　～「子どもの自殺危機対応チーム」体制強化～

1　子どもの自殺危機対応チーム

令和元年10月に設置され、地域の支援者に対して、専門家による助言を目的としたチーム

2　構成

コアチーム［11名］	地区チーム
○精神科医　○心理士　○精神保健福祉士　○弁護士 ○自殺対策NPO法人　○インターネット専門家	各職種2～3人 （自殺対策NPO法人、インターネット専門家メンバーは、R5以降必要に応じ地区チームに参加）

3　主な支援対象者

未成年者のうち、「自殺未遂歴や自傷行為の経験がある」「自死遺族」「自殺のほのめかしがあり自殺の可能性が否定できない」者等自殺のリスクが高いケース

4　支援要請件数

令和5年4月17日現在　33件［自殺者はゼロ］

校種	人数	割合	1年	2年	3年
高校	27	81.8%	7	11	9
中学	6	18.2%	1	2	3

性別	人数	割合
男	9	27.3%
女	24	72.7%

『こども自殺対策緊急強化プラン』への本県の対応

①こどもの自殺の要因分析

緊急プラン	・警察、消防、学校、教委等が保有する関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究 ・児童生徒の自殺(疑い含む)事案に関する調査
県の取組	－ ※国が実施する調査研究成果等の活用(見込み)

②自殺予防に資する教育、普及啓発等

緊急プラン	・「SOSの出し方」に関する教育 ・「心の健康」に関する普及資料の作成
県の取組	【SOSの出し方教育の推進】 ・各市町の教育委員会及び精神保健福祉担当課が連携して実施 R5年度…28市町で実施

③自殺リスクの早期発見

緊急プラン	・1人1台端末の活用による自殺リスク把握 ・ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ、ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ等の配置促進
県の取組	【1人1台端末を活用した「心の健康観察」】 ・国庫補助事業(文部科学省)を活用した事業実施を予定(R6～:教育委員会・学校) ⇒メンタルヘルスの悪化や『SOS』の早期把握 ⇒チームで支援する体制構築を目指す 【ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ、ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ等の配置】 ・学校への配置人員等の拡充、資質向上(継続)

④電話・SNS等を活用した相談体制の整備

緊急プラン	・孤独ダイヤル(#9999)の試行 ・LINE、WEBチャット等を活用した相談体制の強化
県の取組	【LINE相談】【若者こころの悩み相談窓口】 ・年間を通じて若年層を対象としたLINE相談窓口を設置(民間委託) ・24時間365日体制で若年層を対象とした電話相談窓口を設置（民間委託）

⑤自殺予防のための対応

緊急プラン	・多職種の専門家で構成する「若者の自殺危機対応チーム」【モデル事業】実施⇒全国展開を目指す
県の取組	【こころの緊急支援チーム】 ・事件、事故等の発生により、集団に深刻な心理的影響を及ぼすおそれのある場合、専門職を派遣 ・「こころの緊急支援活動運営委員会」の設置 構成機関…教育機関、医療機関、警察ほか ・学校関係者等を対象とした研修会(年1回)

⑥遺されたこどもへの支援

緊急プラン	・地域における遺児等の支援活動の運営支援
県の取組	【自死遺族支援】 ・面接相談「すみれ相談」 ・自死遺族のつどい「東部わかちあい　すみれの会」

妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業

成育局　母子保健課

令和５年度補正予算：1.4億円

1 事業の目的

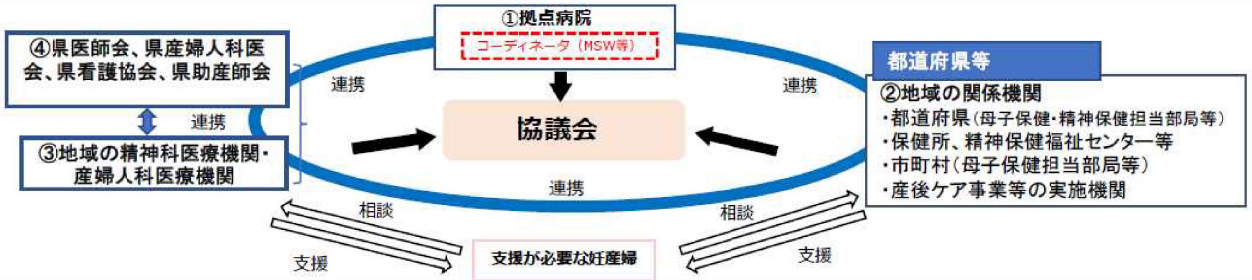
○ 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

2 事業の概要・スキーム

◆ **事業内容**

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

1）拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
2）妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
3）支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
4）③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合の、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
5）必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣　※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
6）妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県
◆ 補 助 率 ：国1/2、都道府県1/2

4 補助単価案

◆ 補助単価案：月額　1,317,000円

【資料５】

令和６年度の取組

自殺対策関連事業費（障害福祉課所管分：令和６年度）

現状・課題

●令和５年の本県の自殺者数は、前年より４人増加⇒609人

●県内の自殺者数は減少傾向であったが、直近は２年連続で増加している。

●勤務問題による自殺者が社会問題となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の更なる推進

●孤独・孤立対策との連携や女性支援等コロナ禍等の影響により深刻化した問題への対応

●自殺の背景には様々な要因が複合的に連鎖しており、市町、関係団体等と連携し、社会全体で自殺リスクを低下させることが課題

自殺総合対策事業費

〇若年層対策
若者こころの悩み相談窓口、こころのセルフケア講座等
〇自殺未遂者対策
自殺未遂者支援研修
〇災害時自殺対策
ＰＦＡ（サイコロジカルファーストエイド）研修等
〇対面電話相談
こころの電話相談、いのちの電話委託、自死遺族支援
〇人材養成
ゲートキーパー養成研修など
〇普及啓発
Webメディア活用情報発信
９月自殺予防週間、３月自殺対策強化月間キャンペーン
〇市町補助金
市町自殺対策事業補助
〇静岡ＤＰＡＴ体制整備
静岡ＤＰＡＴ連絡協議会、災害拠点病院設備等整備
〇地域自殺対策推進センター
自殺対策連絡協議会、市町支援研修会

＋

ＳＮＳ悩み相談窓口事業費

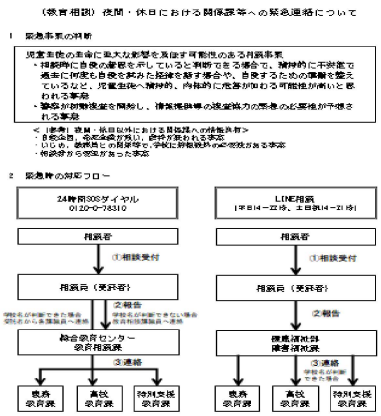
〇ＳＮＳを活用したＬＩＮＥ相談

ＬＩＮＥ相談（自殺予防）（40歳未満対象）

実施体制	民間委託（平成30年８月～）※令和２年６月から毎日相談受付
相談期間	【平　　日】午後２時～午後10時 【土日祝】午後２時～午後９時（毎日実施）
相談体制	公認心理師等の有資格者 【土日祝】　１名以上（３回線） 【５月ＧＷ明け平日10日間】 【８月夏休み明け前後平日10日間】　３名以上（４回線） 【３月春休み中平日10日間】 【上記期間を除くすべての平日】　１名以上（２回線）
実績・傾向	【実績】 R3：3,658件 R4：　3,670件　R5：　4,071件 【傾向】 ・10歳代（中高生）が最も多い（全体の半数以上）　・男女比３：７

・若年層はＳＮＳ（ＬＩＮＥ、X(twitter)）によるコミュニケーションが主流
・親や友人に知られずに悩みを話すことができ、多感な年代に有効な相談ツール

【チラシによる窓口周知】
教育委員会と連携し、夏休み前の６月に県内中学高校等の生徒およそ21万人に周知
R5はデザインを一新（ＧＫの役割を追記）
【緊急対応】
自殺リスクが非常に高い相談者が来訪
→状況に応じ、警察・教委と連携し安全確保





ＩＣＴ等活用相談窓口周知事業　（40歳未満対象）

実施体制	民間委託
内容	【検索連動型広告の実施】 静岡県内でグーグルで「自殺したい」「悩み相談」「LINE相談」等のキーワードを検索した方を対象に、自殺予防啓発サイト「静岡県うちあけダイヤル」の広告を表示し、広告をクリックすると当該Webサイトへつながる。
実績	年度 / 広告表示数 / クリック数 R3 / 22,787 回 / 2,289 回 R4 / 48,516 回 / 4,192 回 R5 / 47,621 回 / 4,650 回

①特定キーワードで検索するとうちあけダイヤルの広告を表示

静岡県 うちあけダイヤル／公式 - 24時間 無料相談受付中
広告 shizusoudan.jp/静岡県/電話無料相談
誰かと話をしたい、ちょっと聞いてほしい。あなたの気持ちを、打ち明けてみませんか。

②広告をクリック

③うちあけダイヤルHPへ



若年層向けこころのセルフケアワークショップ（40歳未満対象）

実施体制	民間委託
概　　要	20歳代、30歳代の死因第１位が「自殺」であり、若年層(40歳未満)の自殺は深刻な状況にある。 生活上のストレスに直面しても自分自身で適切な対処ができる力を身に付けるための支援が重要と考え、県内在住・在学の若年層を対象にこころのセルフケアに関するワークショップを開催する。
対　　象	県内在住・在勤の若年層
実施方法	オンライン開催 （令和４年度～オンデマンド配信実施）
実　　績	R2：45人　R3：45人　R4：194人　R5：155人
講　　師	R5:NPO法事あなたのいばしょ理事長　大空　幸星　氏 R6:元乃木坂46　中元　日芽香　氏（10月下旬予定）
事業周知先	・県庁各種ＳＮＳ ・各市町福祉課 ・教育委員会 ・公認心理師協会 ・精神保健福祉士協会 ・ふじのくに地域・大学コンソーシアム　等



令和５年度チラシ

「子どもの自殺危機対応チーム」の設置検討【R6新規】

【概要】

・厚生労働省では、多職種の専門家で構成する「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験のある若者等への対応に苦慮する学校等に助言を行うモデル事業を実施しており、今後全国展開を予定している。
・本県では、令和６年７月に庁内ワーキングを設置し、本県における現状の学校等からのニーズや課題を把握及び整理し「若者の自殺危機対応チーム」設置の必要性を検討している。

ワーキングメンバー	【健康福祉部】 障害福祉課（事務局）、精神保健福祉センター 【教育委員会】 教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、健康体育課、社会教育課、総合教育センター 【オブザーバー】 ＪＳＣＰ※（（一社）いのちを支える自殺対策推進センター）
ワーキング開催実績	・第1回庁内ワーキング開催(7/31) （内容）現状の取組内容の確認、課題の共有 ・第2回庁内ワーキング開催(8/26) （内容）「若者の自殺危機対応チーム」の設置検討

※厚生労働省指定法人

【ワーキングで整理した課題】

児童生徒への対応方法	•障害特性や二次的障害を持つ児童生徒への対応方法 •不安症、パニック障害等の精神疾患のある生徒からの希死念慮等の相談への対応方法
事案への対応判断	•希死念慮のある児童生徒等からの入電した場合、相談案件の緊急具合の把握と支援機関に繋げるべきかの判断 •登校にあたって、児童生徒の安全を確保できるかどうかなど、対応の判断
支援体制の整備	•義務教育校や県立校（高校・特支）、私立校は教育委員会を通じて情報提供ができるが、広域通信制高校の生徒については、情報提供先がない

【関連施策】県立高校における「心の健康観察」【R6新規】
～静岡型デジタルプラットフォーム～

【概要】※内容は機能の一部を抜粋しています

対象者	県立高等学校
内　容	・児童生徒の心の状態（感情スタンプ）や出欠状況を分析する機能を設け、条件により担任や学年主任へアラートが通知される。 ・これにより児童生徒の異変を客観的かつ早期に把握でき、児童生徒が安定した学校生活を送るための指導等に繋げることができる。

【今後の動き】
今年度は県立高校３校の１年生で実施
・本年７月に３校の管理者向け説明会を開催
・８月２日に３校の利用者向け説明会を開催
　⇒以降、３校にて利用開始



【関連施策】総合教育センターの教育相談事業（面接相談）

対象者	幼児（年長児）、児童、生徒、保護者、教員等
内　　容	不登校や学校生活、家庭生活、子どもの心の発達についての教育相談
会　　場	・沼津視覚特別支援学校（沼津市） ・総合教育センター（掛川市）
実施時間	・沼津視覚特別支援学校：水・金曜日　午前９時～午後４時 ・総合教育センター：月～金曜日　午前９時～午後５時
相談員	指導主事、会計年度任用職員

【相談件数】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
受理件数	191件	152件	156件	139件	118件
相談件数（延べ人数）	1,096回	784回	848回	901回	855回
来談者数（延べ人数）	1,625人	1,210人	1,302人	1,404人	1,340人

※相談回数及び来談者数のカウントは、親子２人が来談し、各個別面接と親子合同面接を行った場合でも、相談回数は１回、来談者数は２人と計上している。

【関連施策】総合教育センターの教育相談事業（電話相談）

対象者	子ども（高校生年代まで）、保護者等（就学前の子どもの保護者を含む） （１）子 ど も・・・生活・学習・進路・性格等の悩み （２）保護者等・・・子どもの学校生活や家庭教育に関する悩み
内　　容	不登校や学校生活、家庭生活、子どもの心の発達についての教育相談
相談機関	・教育相談ハロー電話「ともしび」 ・24時間子供ＳＯＳダイヤル
相談時間	平日午前10時～午後５時（年末年始除く） ※24時間子供ＳＯＳダイヤルは、上記以外の時間帯（夜間休日）も対応
相談員	会計年度任用職員６人、ボランティア相談員７人

【相談件数（令和５年度）】

区分	相談件数
ともしび	529件
ＳＯＳダイヤル	359件
ＳＯＳダイヤル（夜間休日）	1,088件
無言（ともしび・ＳＯＳダイヤル）	395件
合計	1,976件

【緊急事案対応実績（令和５年度）】

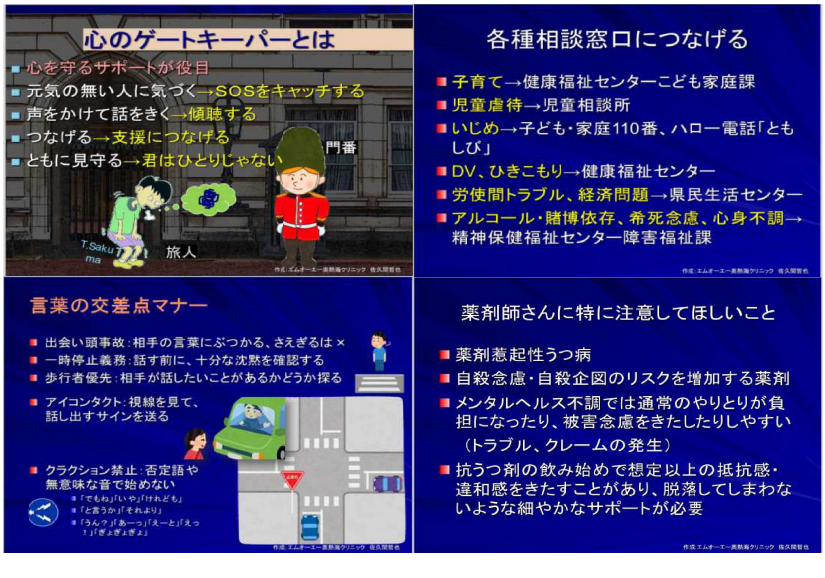
※教育委員会に情報提供して対応に繋げている件数

区分	相談件数
小学生	38件
中学生	76件
高校生	35件
特別支援	14件
その他	4件
合計	167件

薬剤師向けＧＫ研修

実施体制	オンライン（Microsoft　teams）※武田薬品工業株式会社共催
要　　旨	・近年若年層の市販薬乱用問題が深刻化。市販薬の販売規制による対策のほか、乱用に至る背景（こころの悩み・不安）への対応も必要ではないか。 ・国の自殺総合対策大綱では、『薬剤師は医薬品販売等を通じて住民の健康状態に関する情報に接する機会が多い』とし、ゲートキーパーとしての役割が期待されている。 ・厚生労働省が掲げる「患者のための薬局ビジョン」において、薬剤師には、「かかりつけ薬局・薬剤師」機能に加え、「健康サポート機能」などの充実について言及されているため、こころの健康に関する相談窓口の周知と連携を強化することで、健康サポート薬局としての機能充実、ひいては地域の自殺リスク低減につながる。
実 施 日	令和５年11月29日（水）18：30～19：30（参加者：39人）※Ｒ６は10月に開催予定
内　　容	薬剤師に知っていただきたいゲートキーパーについて（エムオーエー奥熱海クリニック佐久間院長）





企業向けゲートキーパー養成研修

実施体制	民間委託
内容	40歳～50歳代の「働き盛り世代」の自殺者数は 他の年代と比べて依然として多く、 うつ病等による労災申請件数は増加傾向にあり、 ５年前と比べ約30%以上増加するなど 労働者に対するメンタルヘルスケアが重要であるため、県内企業の人事労務担当者を対象に ゲートキーパー研修や実践ワークショップを実施する。
実施時期 実施回数	９月自殺予防週間 ３月自殺対策強化月間の前後 （年２回開催）
実績	Ｒ３：53人 Ｒ４：210人 Ｒ５：176人



産業保健総合支援センターとの連携【R6新規】

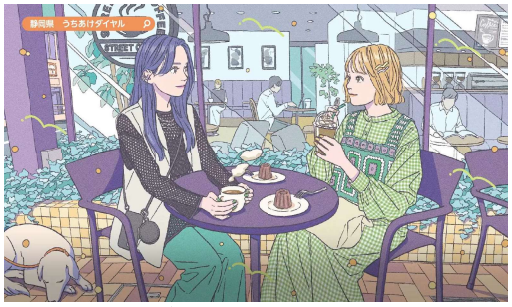
～産業保健特別セミナーにおけるゲートキーパー研修の実施～

概　　要	・産業保健総合支援センターと連携し、職場のメンタルヘルス対策に係る産業保健特別セミナーを開催する。 ・特別セミナーの一コマとして、県から講師として職員を派遣し、ゲートキーパー研修を実施する。
日　　時	令和６年12月頃を予定
会　　場	静岡労政会館　大ホール　又は静岡県男女共同参画センター　あざれあ
対 象 者	衛生管理者、安全衛生推進者、人事労務担当者、事業主　ほか
定　　員	100名程度
演　　題 （予　　定）	１　「働く人と職場における勤務間インターバル制度の価値」 ２　「本県の自殺対策、ゲートキーパー研修」 静岡県障害福祉課、精神保健福祉センター

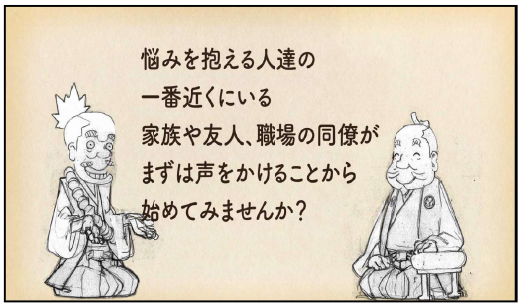


Webメディア活用情報発信事業（啓発動画の作成及びWeb広告）

実施体制	民間委託
啓発動画の作成	R4：自殺予防相談窓口（静岡県うちあけダイヤル）の周知と悩みを抱えた方が発するSOSのサインへの気づきを促す15秒動画を制作した。 R5：静岡県内の働き盛り世代の自殺者が急増したことを踏まえ、これらの世代をモデルに、「ゲートキーパー」の役割を啓発する動画（７～９分）を制作した。
Web広告	R4年度に作成した15秒動画を使って、以下の媒体でWeb広告を実施 R5：TVer・Youtube R6：Tver・TikTok
実施時期	令和６年９月1日～30日（自殺予防週間前後） 令和７年３月1日～31日（自殺対策強化月間）
実績（Ｒ５）	【自殺予防週間】 YouTube 578,719回 TVer 153,044回 合計 731,763回 【自殺対策強化月間】 YouTube 568,050回 TVer 153,026回 合計 721,076回 【総計】 YouTube 1,136,769回 TVer 306,070回 合計 1,452,839回



うちあけダイヤル啓発動画（R4作成）



GK啓発動画（R5作成）

Webメディア活用情報発信事業（街頭広告）【R6新規】

より多くの方に悩み相談窓口（静岡県うちあけダイヤル）を知ってもらうことを目的に、
街頭のデジタルサイネージ等を活用して広報を行う。
【実施時期】
・令和６年９月1日～30日（自殺予防週間前後）、令和７年３月1日～31日（自殺対策強化月間）
【サイネージ広告予定場所】
・JR静岡駅パルシェビジョン
・静岡鉄道　各駅
・伊豆箱根鉄道　三島駅
・遠州鉄道　各駅
・県内大学
・ドラッグストア　等



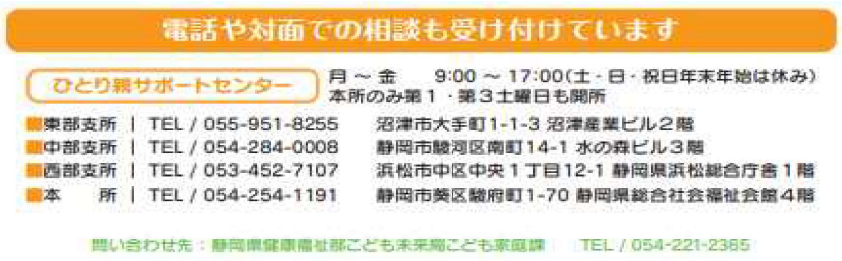
（参考）街頭広告イメージ　※上図はJR静岡駅パルシェビジョン

【関連施策】SNS悩み相談窓口事業（ひとり親）

対象者	県内に在住のひとり親又は離婚を考えている方
内　　容	・スマートフォンアプリＬＩＮＥによる相談対応 （就業、家計、住まい、養育費、面会交流、支援制度等に関する相談） ・ひとり親支援に関する情報提供（週１回程度）
実施時間	火・木・金・土曜日　18時～22時
相談員	臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等有資格者

【相談件数】

区分	R3	R4	R5
男性	7	26	6
女性	128	166	218
言いたくない	1	0	156
総数	136	192	380





【関連施策】あざれあ相談（うち女性相談）

概　　要	女性が自分らしく生きていくために、問題解決に向けて必要な情報を提供しながら共に考え、相談者自身が問題解決の糸口を見つけていけるよう、フェミニスト・カウンセリングの手法で実施する。電話相談だけでは十分な解決策が見出せない相談に対し、予約制で面接相談（ＤＶ専門相談員相談）を行う。
内　　容	【電話相談】 月・火・木・金曜日：9:00～16:00　水曜日：14:00～20:00 毎月第２土曜日：13:00～18:00（祝日・年末年始を除く） （電話番号） 054-272-7879 【面接相談】 月・木曜日：10：00～15：00　水曜日：14：00～19：00
相談員	相談業務の経験を有する女性相談員

【相談実績】

年度	夫婦関係	家族関係	人間関係	くらし	健康	労働	生き方	暴力	その他	計	DV（内数） 件数	DV（内数） （%）	女性相談員面談
29	419	838	663	39	528	94	203	488	247	3,519	475	13.5	266
30	393	702	751	37	804	103	108	494	218	3,610	439	12.2	254
R1	384	805	671	61	780	53	155	488	223	3,620	476	13.1	248
R2	487	794	668	52	1,225	147	163	463	226	4,225	427	10.1	278
R3	631	938	946	119	1,022	202	278	564	300	5,000	523	10.4	410
R4	558	948	1,026	244	1,214	337	468	664	324	5,783	528	9.1	331
R5	392	594	957	80	579	122	674	541	114	4,053	409	10.1	360

※男性相談は毎月２回実施

【関連施策】静岡県性暴力被害者支援センターSORA（そら）の設置・運営

概要	性暴力被害者の心身の健康回復と被害の潜在化防止を図るため、相談、身体的ケア、心理的ケアなどの支援をワンストップで行う静岡県性暴力被害者支援センターを平成30年７月２日に設置、運営している。
内　　容	【時間】 24 時間365 日（夜間、土日祝等は外部専門機関による電話応対） 【人員体制】 ・相談員２人常駐　月～金　午前９時～午後８時 ・コーディネーターの配置　業務内容：相談者への支援方針の整理、関係機関との調整 【各種支援】 ・医療支援（急性期産婦人科等医療費負担支援）・心理的支援（精神科医等のカウンセリング費用負担支援 ・法律相談の実施（静岡県弁護士会との連携）・同行支援（病院・警察等関係機関への付き添い）
相談員	相談業務の経験を有する女性相談員

【相談実績】

区分＼年・月		R3年度計	R4年度計	R5年度計	R6 4月	R6 5月	R6 6月	R6年度計
相談		**1,381**	**1,859**	**1,751**	156	146	126	**428**
	電話	1,106	1,522	1,422	103	127	112	342
	チャット	218	257	257	50	17	11	78
	面接	57	80	72	3	2	3	8
同行支援		**68**	**42**	**44**	6	2	1	**9**

静岡県性暴力被害者支援センターSORA　概念図



57

【関連施策】妊産婦の診療に対応可能な精神科医療機関の調査【R6新規】

目　　的	産婦人科と精神科の連携体制の構築に向けて、妊産婦の診療に対応可能な精神科医療機関を把握する。
対象機関	静岡県内の精神科（心療内科を含む）を標榜する医療機関 （対象医療機関数：病院73件、診療所153件　計226件）
調査方法	紙媒体の調査票にて対応
調査項目	妊産婦の診療の可否、初診までに要する時間、受診時の留意事項　他
調査期間	令和6年8月上旬から8月下旬まで

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1．基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。

② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。

③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2．国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3．基本的施策

- 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4．推進体制

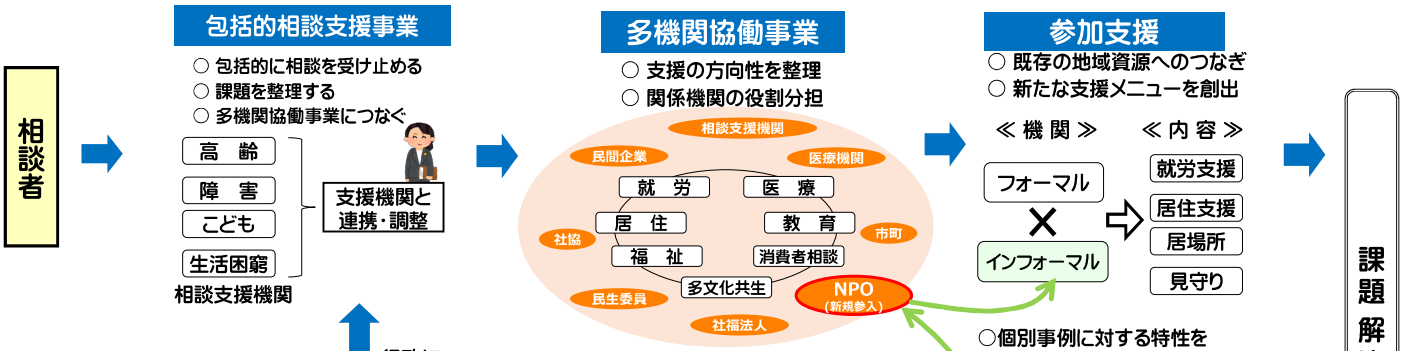
- 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日 令和６年４月１日

出典：内閣府

孤独・孤立対策に係る取組の全体像

≪一般的な支援の流れ≫



≪孤独・孤立の支援の流れ≫

